

白河市ゼロカーボンドライブ推進事業補助金交付要綱

令和5年3月31日要綱第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃料電池自動車及び電気自動車（以下「次世代自動車」という。）の普及を促進し、脱炭素社会の実現に寄与するため、次世代自動車を導入した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない4輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 電気自動車 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車であつて、搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない4輪以上の検査済自動車をいう。
- (3) 新車 法第7条第1項に規定する新規登録を受ける自動車をいう。

(補助金の補助対象者)

第3条 補助金の補助対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 申請時点で本市の住民基本台帳に記録されている者（以下「市民」という。）
 - イ 市内に事業所等を有する法人
 - ウ ア又はイに掲げる者に対してリース販売を行うリース事業者（以下「リース事業者」という。）
 - (2) 申請に係る次世代自動車の自動車検査証に記載される使用者（以下「使用者」という。）であること。（リース事業者が次号に規定する所有者である場合を除く。）
 - (3) 当該次世代自動車の自動車検査証に記載される所有者であること。ただし、所有権留保付きローンを利用して当該次世代自動車を購入する場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金を交付しない。

- (1) 申請日において、市税を滞納している者（リース事業者が第6条に規定する申請者の場合は、使用者を含む。）
- (2) 白河市暴力団排除条例（平成24年白河市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を持つ者（リース事業者が第6条に規定する申請者の場合は、使用者を含む。）

（補助金の対象経費）

第4条 補助対象となる経費は、申請に係る次世代自動車の取得に要した費用のうち、車両の本体に係るもの（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 燃料電池自動車 20万円
- (2) 電気自動車の場合は、次の区分のいずれかとする。
 - ア 普通自動車又は小型自動車 5万円
 - イ 軽自動車 3万円

（補助金の交付の要件）

第6条 補助金の交付は、次の各号に掲げる要件を満たし、補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）を対象とする。

- (1) 補助金申請年度内に、自家用・事業用別の欄が自家用の自動車検査証の交付を受けた新車であること。
- (2) 申請に係る次世代自動車について、自動車検査証における使用の本拠の位置が市内であり、市内を拠点とした使用が可能であること。
- (3) リース事業者が申請者となる場合にあっては、当該補助による補助金相当額が次世代自動車の使用者が負担するリース料に充当されること。
- (4) 自動車販売業者が使用者となる場合にあっては、車両の販売促進活動に使用されないこと。
- (5) この要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を受けていないこと又は交付を受ける予定がないこと。ただし、国又は県からの補助金等については、この限りでない。

（補助金の交付の申請）

第7条 申請者は、新車の登録日の属する年度の3月31日までに、白河市ゼロカーボンドライブ推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、3月31日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その前日とする。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 売買契約書の写し
- (3) 暴力団員等でない旨の誓約書（第2号様式）
- (4) 納税証明書（滞納なし証明）

- (5) 賃貸借契約書の写し及び貸与料金の算定根拠明細書（第3号様式）（リース事業者のみ）
- (6) 申請者の住民票（市民のみ）
- (7) 商業登記簿謄本（法人登記簿含む。）又は現在事項（履歴事項）全部証明書の写し（法人又はリース事業者のみ）
- (8) リース契約書の写し（リース事業者のみ）
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 規則第5条第1項第1号及び第2号に規定する書類は、同条第2項の規定により提出を省略するものとする。

（補助事業等実績報告書の省略）

第8条 規則第16条ただし書の規定により、補助事業等実績報告書の提出は省略するものとする。

（利用状況等の報告義務）

第9条 補助金の交付を受けた者は、次世代自動車の利用状況等について市が実施する調査に応じなければならない。この場合において、当該調査により収集した情報は市に帰属することとする。

（財産の処分の制限）

第10条 補助金の交付を受けた者は、規則第24条第1項に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ白河市次世代自動車処分承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 規則第24条ただし書に規定する市長が定める期間は、4年とする。

3 第1項に規定する財産の処分を承認した場合は、白河市次世代自動車処分承認通知書（第5号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。